

改正

昭和28年5月15日告示第60号
昭和29年5月26日告示第53号
昭和30年6月30日告示第84号
昭和44年4月1日条例第10号
昭和48年3月31日条例第8号
昭和50年4月1日条例第15号
昭和51年4月1日条例第9号
昭和53年4月1日条例第8号
昭和60年4月1日条例第9号
平成2年4月1日条例第9号
平成16年3月25日条例第2号
平成17年12月21日条例第33号
平成20年9月29日条例第33号

所沢市育英奨学条例

(目的)

第1条 この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、高等専門学校又はこれらに準ずる学校に在学し、経済的理由により修学困難な者に対して、修学上必要な勉学資金の一部（以下「奨学金」という。）を支給し、もつて有用な人材を育成することを目的とする。

(奨学金受給者資格)

第2条 奨学金は、毎年新入学生徒の中から次の各号に該当する者40人以内を選定し、これを支給する。

- (1) 所沢市住民であること。
- (2) 身心が健全で学力に優れ、素行良好であること。
- (3) 勉学資金に恵まれていないこと。
- (4) 本人及びその保護者が市税（所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいう。）を滞納していないこと。

2 在学中の生徒で前項各号の規定に該当する者が生じた場合は、定数の範囲内において選定し、これを支給することができる。

(奨学金の額)

第3条 奨学金の支給額は、1人月額5,000円以内とし、毎月末その月分を保護者にこれを支給する。

(奨学金受給者の選定)

第4条 奨学金受給者の選定は、学校長の内申に基づき所沢市入学準備金貸付基金条例(昭和60年条例第2号)第16条に規定する所沢市入学準備金貸付等審査会において選定する。ただし、その内申の数が第2条に規定する定数を超えない場合は、この限りでない。

(奨学金の支給停止等)

第5条 奨学金受給者で、第2条第1項に定める要件を欠くに至った者又は奨学金の支給を不相当と認められる者に対しては、奨学金の支給を中止する。

2 前項の場合において、既に支給した奨学金については、これを返納させることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和25年4月1日から施行する。

附 則 (昭和28年5月15日告示第60号)

この改正条例は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則 (昭和29年5月26日告示第53号)

この改正条例は、昭和29年度新入学期分から適用する。

附 則 (昭和30年6月30日告示第84号)

この改正条例は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年4月1日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年3月31日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年4月1日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正前の条例の規定により現に奨学金を受給している者は、改正後の条例の規定による受給の決定を受けたものとみなす。

附 則（昭和60年4月1日条例第9号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月25日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月21日条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（所沢市育英奨学条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の所沢市育英奨学条例の規定により奨学金を受給している者は、第1条の規定による改正後の所沢市育英奨学条例の規定による受給の決定を受けたものとみなす。

附 則（平成20年9月29日条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 4 第2条の規定による改正前の所沢市育英奨学条例の規定による奨学金受給者の決定は、改正後の所沢市育英奨学条例の相当規定による奨学金受給者の決定とみなす。